

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R6. 4. 4	R4. 4. 11	政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写しのうち令和6年3月29日訂正分（令和2年分～令和4年分）（1団体）	1	1								1								・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R5. 4. 11	R4. 4. 18	政治団体設立届、届出事項等の異動届（3件）	5	1							1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。（既に公表されている個人の氏名を除く） ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
3	R6. 3. 9	R6. 4. 19	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（令和2年分、令和3年分）（2団体）	1	1							1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
4	R6. 4. 16	R6. 4. 24	政治資金収支報告書（令和2年分～令和4年分）（1団体） （その15）(3)政治活動費の内訳 組織活動費（交際費）会長と幹事長の交際費を裏付ける領収書等の写し	1	1							1									・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
5	R6. 3. 26	R4. 4. 24	政治資金収支報告書と共に提出された領収書 組織活動費（令和元年分）（1団体）			1															・当該公文書は収支報告書要旨の公表より3年間保存の文書であり、保存期限を経過していることから取得したか不明であり、また現に存在しない。	選挙管理委員会事務局 選挙課
6	R6. 3. 26	R4. 4. 24	政治資金収支報告書と共に提出された領収書等の写し 組織活動費（令和3年分）（1団体） 政治資金収支報告書と共に提出された領収書等の写し 事務所費（令和3年分）（1団体）	1	1							1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため不開示とする。（法令の規定により公にされる情報を除く。） ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
7	R6. 4. 17	R6. 4. 26	政治資金収支報告書に係る訂正願（令和2年分～令和4年分）（1団体）	1	1																	選挙管理委員会事務局 総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条					不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号			6号
8	R6. 4. 22	R6. 4. 30	政治団体に対する●●の寄附に関する「寄附金（税額）控除のための書類」（1団体）（令和2年分～令和4年分）				1									東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は作成及び取得しておらず存在しない。	選挙管理委員会事務局 総務課
9	R6. 4. 22	R6. 4. 30	政治団体に対する●●の寄附に関する「寄附金（税額）控除のための書類」（1団体）（令和2年分～令和4年分）				1									東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は作成及び取得しておらず存在しない。	選挙管理委員会事務局 総務課
10	R6. 4. 22	R6. 4. 30	政治団体に対する●●の寄附に関する「寄附金（税額）控除のための書類」（1団体）（令和2年分～令和4年分）				1									東京都情報公開条例第11条第2項に該当 当該公文書は作成及び取得しておらず存在しない。	選挙管理委員会事務局 総務課